

中津川市告示 第21号

自動車騒音の限度に係る指定地域内における区域の区分の指定

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）の別表備考の規定により、a区域、b区域及びc区域を次のように定める。

平成24年 3月30日

中津川市長 青山 節児

| 区域 | 該当地域 |
|------|---|
| a 区域 | 1 騒音第1種区域である地域 2 騒音第2種区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により、第1種中高層住宅専用地域又は第2種中高層住居専用地域として定められた地域 |
| b 区域 | 騒音第2種区域である地域（a区域である地域を除く。） |
| c 区域 | 騒音第3種区域又は騒音第4種区域である地域 |

備考

この表において「騒音第1種区域」、「騒音第2種区域」、「騒音第3種区域」及び「騒音第4種区域」とは、それぞれ、騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示（平成24年3月30日中津川市告示第19号）第3条第1項に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。

この告示は、平成24年4月1日から施行する。